

# 改正ガス事業法の施行状況等にかかる 検証について

2020年12月25日

資源エネルギー庁

# 本日の検証について

- 本WGにおいては、第27回電力・ガス基本政策小委員会で検討された下記の検証項目について、改正法第六条の施行前の検証として、委員のご意見をいただいている。
- 今回は「需給状況」、「小売料金の水準」についてご議論をいただきたい。

第27回電力・ガス基本政策小委員会（2020年7月28日）資料4-2 事務局資料より抜粋のうえ、一部加工

## 検証項目、進め方

- 主な検証項目としては以下のようなものが考えられるが、具体的な検証を進めるに当たっては、委員の皆様をはじめ関係者からのご意見をいただくこととしたい。
- 詳細な検証は自由化後のガス事業制度の在り方について専門的な見地から検討を行っている「ガス事業制度検討ワーキンググループ」にて行い、検証結果を本小委員会に報告する形としてはどうか。

## 検証項目（案）

1. 改正法の施行の状況
  - 小売全面自由化後の競争の状況 等
2. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
  - 利用形態の多角化及び天然ガス利用の促進の状況
  - 改革と整合性を取って進める必要がある政策措置の検討 等
3. 需給状況
  - 足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策 等
4. 小売料金の水準
  - ガス小売料金の推移 等
5. その他のガス事業を取り巻く状況
  - 法的分離に向けた各種ルールの整備状況（行為規制等）
  - 法的分離に向けた一般ガス導管事業者各社における対応状況（システム対応等） 等
6. 法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策
  - 法的分離後のLNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に関する見通し 等

今回の検証の範囲

## 電気事業法等の一部を改正する等の法律における検証規定 (ガス事業法関係)

- 2015年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律 (以下「改正法」という。) において、改正法第五条 (小売市場の全面自由化) 及び第六条 (導管部門の法的分離) の規定による**改正後のガス事業法の施行状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況及びガスの需給の状況、小売料金水準等**のガス事業を取り巻く状況に関する検証規定が設けられている。
- また、改正法において、導管部門の法的分離にあたってはLNGの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとされているところ、法的分離に際してこれらの点にかかる支障が生じないか、あわせて検証することとする。
- 第27回電力・ガス基本政策小委員会において、上記検証項目についての詳細な検討は熱供給事業法の施行状況に関する検証とあわせて本ワーキンググループにて行い、検証結果を電力・ガス基本政策小委員会に報告することとされた。

<電気事業法等の一部を改正する等の法律 (平成27年法律第47号) >

附則

第七十五条 政府は、第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第六条の規定による改正後のガス事業法の施行に当たっては、液化天然ガスの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。

第七十六条 政府は、第七条の規定による改正後の熱供給事業法の施行の状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 第14回ガスWGでの議論概要（改正法の施行状況等の検証関係）

- 第14回ガスWGでは委員等から、改正法の施行状況等の検証に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

## 改正法の施行の状況関係

- 特に小売の小口のところで地域差が激しい。北海道、東北、中国・四国、北陸もそうだと思うが、スイッチングがゼロという状況は小売全面自由化後、普通に考えるとおかしく、検証をもうちょっときめ細かくやったほうが良い。北海道でいちたかと北電が手を挙げたのはスタートアップ卸というここで作った制度が効いており、なぜここでは効いて他の地域では効かないのかも考えてほしい。スタートアップ卸が有効かどうかをもう少し見ていただきたいのと、東北、北陸、中国については重要な県庁所在地の公営ガス事業者の民営化という問題が起きており、これが1つの競争のきっかけになる可能性がある。福井のように供給するエリアの電力会社ではない会社が出てくる場合には良いが、ご当地の電力会社を買う側に出るとせっかくセット販売が可能になっても、電力料金もあまり下がらないのではないかという危惧があるが、その場合も含めて、民営化されると他社は入りやすくなると思うため、地域間の格差の問題はスタートアップ卸のチェックと公営事業の民営化というものが競争促進効果をどれくらい持つのかというところを今後ぜひウォッチしていただきたい。
- 2017年の小売自由化後、多くの新規参入者と多くのメニューなどで需要家にとって種々の選択肢が得られ、一部の地域で差があるが、商業用、家庭用が右肩上がりで自由化が確実に進んでいることが確認できた。エリアによっては総需要量が異なるため、大手の新規参入者がどの程度の販売量を確保したのかを次回に提示願えればと思う。
- 地方ごとの格差が非常に気になるため、この点について検証いただきたい。また、スタートアップ卸がどれくらい有効に機能しているかという点は検証していただきたい。
- 都市ガスは電気と異なり、小売全面自由化以前から新築の際に、まずは都市ガスを選択してもらうためのエネルギー間の激しい競争にさらされている。都市ガスを採用してもらった後の既築のお客様でも設備改修時等にLPガスやオール電化などの他エネルギーへの切替が進み、都市ガスお客様件数が純減しているというエリアも存在。こうした傾向は都市ガスの新規参入が少ないエリアで特に顕著であるため、都市ガス事業の競争を検証していただく際には、都市ガス間の競争だけではなく、他エネルギーとの激しい競争が存在していることも考慮していただければと考える。

# 第14回ガスWGでの議論概要（改正法の施行状況等の検証関係）

- 第14回ガスWGでは委員等から、改正法の施行状況等の検証に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

## 需給状況関係

- 「複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否」のところでは3年間という話があったが、3年間は随分長い。期間の取り方としては、供給力を確保する意思表示という部分が鍵になる。意思表示が確認されてから3年間でも良いのではないか。受入検討申込から回答が得られるまでは3か月であるため、申込から3年間でもよいのではないか。
- 東電EPから要望が2つあるが、要望1はもっともであって認めるべきではないか。制度上の根拠を持たせるべきだと思うため、この要望を認めることでよいのではないか。要望2については経営情報の開示にもなりかねず、難しい面があるかもしれない。単に導管の圧力のみならず、ガス製造のオペレーションで不都合が生じることがないのかをチェックする等チェック項目は多いと考える。一方、振替供給可能量が示されないと新規参入者は安心して需要開拓ができないということもあろうかと思うので、他のエリアはどうなっているか、例えば、振替供給可能量を新規参入者に向けて情報として開示している一導はないのかを調査していただくことも一考に値するのではないか。
- 東電EPからの要望はかなりの程度合理的なものが多く、それは具体的に事務局の提案の中に織り込まれておりかなりの程度解決すると思う。情報について要望は確かにそのとおりだが、恐らく東電EPも公表を望んでいるということではなく、事業者の予見可能性を高めるということだと思うので、色々なやり方で対応できると思う。実質的にこの予見可能性を高めるというようなことに資するようなことは十分可能だと考えられるため、要望にかなうようなことを十分考えていただければ。振替供給はあくまで余力の範囲で対応するものであるため、対応するために新たに設備投資するとか、これぐらいは大丈夫だ、と一旦回答したらその後状況が変化したとしてもそれを守るために設備投資を強いられるとか、そういうような話をしているわけではない。もともとこれに対応したからといって膨大なコストがかかることは本来は非常に想定しにくい状況だということを考えて上で、合理的な振替供給が制約されないことを願う。
- 東電EPからも具体的にあった熱調設備の問題で対応が難しいというときに、3年でいいのか。熱調設備をもっと増強しなければいけないが色々な制約によってとても難しいという問題があったときに、冷たく「駄目」と言うべきなのか。そもそも熱調なんてしない、バンド制に移行すればこんな問題は起きなかったわけで、ネットワーク部門の需要家全体の利益というのを考えて、あえて熱調を続けるということだと思うので、一般負担はそんなに不自然か、という気はする。熱調設備はパイプラインの増強に比べればはるかに短い期間で本来できるはずなので、本当に実質的に問題なのかどうかというのは確信していないが、もし本当に熱調で、それも本当にもっともな理由だということがあったとすれば、もう一回考える余地はあるのではないか。一般ガス事業者も、あれだけ熱量バンドのことで強い反対をした手前、熱調の制約が本当にあるのだとすれば、相当程度ちゃんと協力してほしいと願う。

# 第14回ガスWGでの議論概要（改正法の施行状況等の検証関係）

- 第14回ガスWGでは委員等から、改正法の施行状況等の検証に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

## 需給状況関係

- 振替供給の一般負担について、自由化後3年経過して本当に競争が起きているかどうか、実際に競争が起きているからこれ以上特別な措置をする必要はないかをどのように見極めるか、その条件もぜひ色々検討いただければありがたい。
- 目的外利用の観点を挙げられているが、託送を利用するために必要な範囲であれば上限量を含めて全体を開示するということもあり得る。電気事業では、発電設備に関する情報ということで、コネクト&マネージを実現するための系統の予見性を確保するといった観点から、送配電事業者が開示をする。ただしこれは守秘義務とか色々な形で一定の制約を持ちながらやっている。製造設備に関する情報で、導管に関する情報と全く同じではない点には留意する必要があると思うが、他方で、先ほど東電EPから指摘のあった必要性和、それを開示することによる不利益をきちんと精査した上で、どこまで開示をすべきかというところを議論すべき。その観点から、恐らく中身としても違うところもあると思うが、基地の第三者利用の際に開示する情報がどの程度であって、それと今回開示する情報の差も併せて整理しながら検討していくというところが必要になってくるのではないか。
- 自らの供給力は自らが確保することが大原則であり、類型①のような場面でも場合によっては一定の期間を設ける必要があるのではと思ったが、東電EPからコメントがあったとおり、やろうと思ってもできない状況もあることも併せて考えなければならず、片方のエリアだけ供給力をどんどん増やして、他方のエリアで需要家を取っていくことにも限界がある。その観点からすると今回の事務局提案はバランスの取れた中身。3年間も1つの案だと思っている。仮にその3年を超えてまだ供給力は十分でないというときに、振替供給が仮に使えなくなったとしても相対でやることも可能だと思うので、この辺りは当然のことながら真摯に協議をしていただく形になると思う。
- 原理的に矛盾していると思うのは、事務局の3年の根拠は作るとしたら3年ぐらいかかるという話で、東電EPが言ったのは作れないという話で、どちらが本当なのか。落としどころを決める前に、そこは議論を尽くしたほうが良く、議論していく上で何らかのバランスを取らなければならないとすると、一般負担で現実的にどれくらい負担が発生するのかというデータがここで審議する上で必要なのではないか。
- 新規参入者の不当な振替供給可能量の開示要望を回避するために振替供給希望量の適切性、即ち上限値を把握することを目的としているか否かについての判断手法や判断主体については、あらかじめ整理しておくことが必要。振替供給に係るコストの考え方について、既に法的分離を1年半後に控えている点も踏まえると、導管事業者及び新規参入者双方の事業予見性確保の視点に立つて、供給力を有しないエリアの振替供給コストを一般負担から特定負担等へシフトするといった経過措置解除条件などについては法的分離後の検証を待たずに、ある程度前もって整理しておくことも1つのオプションなのではないか。

# 第14回ガスWGでの議論概要（改正法の施行状況等の検証関係）

- 第14回ガスWGでは委員等から、改正法の施行状況等の検証に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

## 需給状況関係

- 情報の開示のところ、東電EPから熱調設備を作る際に接続がうまくできないような条件があるという話もあったが、実際に競争を阻害している事例があるのであれば、具体的な事例としてご検討いただくか、あるいはこれは監視委員会マターになるかと思ったので、その整理がもしできれば、お聞かせいただければと思う。
- 残量開示は、ある意味では戦略性にかかなり影響が出てくるため、もう少し様子を見ながら検討すべき。
- 透明性確保について東電EPから情報開示を求める声があった。振替供給制度が競争促進を目的としていて、情報開示が振替供給制度に付随的にあるならば、情報開示を求めることが筋。既存事業者が情報開示しないのであれば、情報開示によって競争促進ではなく、むしろ競争制限効果、競争阻害効果が生じるということを示さなければいけない。ガス事業者の意見はまだ聞いていないが、必ずしも情報開示をすることで競争制限効果、競争阻害効果が生じるというシナリオ、セオリーが示されていない印象を受ける。しかし、競争促進効果を目的とした振替供給制度の趣旨、目的に必要不可欠、ないしは比例的な制度であるべきだということであるならば、事務局案で良いのではないか。あけすけに情報開示を求めることまでは振替供給制度の趣旨達成に必要不可欠とは言えないのではないか。また、振替供給可能量の真偽をどのようにチェックするのか。
- 新規参入者が一定の規模をエリア内で持った際は、十分な競争力とエリアにおける安定性確保に努力すべき立場であると考え、振替供給に頼らず本来あるべき姿の自社設備を早急に保有すべき。一方、一定の規模を持たない新規参入者もあるため、競争原理を働かせるために一般負担での3年の期限付きの案を支持する。導管事業者も協力し、大手の新規参入者は3年を待たず、早期に十分な供給量を提供する自社設備を導入して、一般負担を早期解消する努力をお願いしたい。3年後に継続して一般負担を依頼せず、その後は相対的な対応をすべき。
- 利用条件の透明性確保のところについて、事務局及び東電EPの説明を聞いて、予見可能性を確保していくということは必要だと理解。ただ、製造設備という競争財に関する情報であるため、本来の目的外、振替供給量の上限値を把握するような目的だとか、そういったものに関してどのような形でどこまで開示させるのかという実際の運用のところに関しては丁寧に詰めていただく必要があるかと思う。

# 第14回ガスWGでの議論概要（改正法の施行状況等の検証関係）

- 第14回ガスWGでは委員等から、改正法の施行状況等の検証に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

## 需給状況関係

- 類型②、③に関して3年間という議論をする中で、類型①をいつまで一般負担という形で認めていくのかに関して、余力の範囲でということであるので、新しいエリアに進出しようとするれば供給力を確保していく必要があるということを踏まえれば、この類型①に関しては当面の間一般負担を認めていくということで理解した。ただ、一般負担としているため、公益にかなうものなのか、競争関係がどうなっているのかということに関しては、改めてきちんと検証していく必要。
- 「振替供給可能量等の透明性確保」について、至近で必要な振替量が振替不可となった時点で既に予見性が確保されているとは言えないのではないか。例えば、現状で100の振替供給を利用している小売事業者が1年先の販売計画を踏まえて200の振替検討を行ったとする。今回整理いただいた内容だと、数か月の検討期間を経て、導管事業者から振替供給不可の回答とともに、振替可能量は150まで、残量は50と開示いただくことになる。この場合、導管事業者の検討に数か月要しているため残量50を使い切るまで半年強しかなくなり、その期間で代替供給力を確保する必要があるが、取引市場がない等の状況では供給量が確保できない場合も想定される。開示された残りの振替供給可能量によっては、代替供給力の確保や設備建設が間に合わないなど、至近で取り得る策がない場合もあるため、上限値を超える場合だけでなく、振替供給可能な場合でも振替供給可能量を開示するなど、現実的な対応時間も踏まえた議論をお願いしたい。【オブザーバー】
- 「複数エリアに供給力を確保しようとする場合の振替供給可否」について、複数エリアに供給力を持った事業者でも、一定期間一般負担での振替供給の利用を可能にすることという案を整理いただいた。一方、一般負担となる期間の例として、受入検討の回答から3年と記載されているが、バルブステーションの工事やそこまでの導管工事の期間として3年を超える回答も実際にあったことがある。一般負担とする期間を検討するに当たっては、設備増強までの期間ではなく、小売間の競争状況、取引市場や強制的な玉出し制度などの創設といった供給力確保の容易性も考慮の上、総合的に御判断いただくことが望ましい。【オブザーバー】
- 振替供給に関して、ガス小売事業者は供給力を自ら確保するのが原則で、先ほど委員からは振替供給は余力の範囲内が前提という話をいただいた。振替供給を実施する設備は一般ガス導管事業者の設備ではなく、ガス製造事業者が保有する競争部門の財であり、振替供給を続ける目的で設置した設備ではない。事務局資料に「供給力を有しないエリアへの振替供給コストは、当分の間一般負担に整理する」という記載があり、当面は提案に沿って対応していく所存だが、供給力を確保するため相対取引での卸供給などの手段もあり、振替供給が想定される地域では既にガス小売事業者間の競争が活発であるという状況も踏まえて、今後振替供給の一般負担が常態化しないように御検討いただきたい。【オブザーバー】

# 目次

## I. 需給状況

### 1. 振替供給について

### 2. LNG調達先の確保と安定供給に向けた取組

## II. 小売料金の水準

### 1. 小売全面自由化後の小売料金の水準の推移

### 2. 特別な事後監視について

# 目次

## I. 需給状況

### 1. 振替供給について

### 2. LNG調達先の確保と安定供給に向けた取組

## II. 小売料金の水準

### 1. 小売全面自由化後の小売料金の水準の推移

### 2. 特別な事後監視について

## 前回ご議論いただいた事項

- 前回のWGでは、新規参入者から寄せられた意見を踏まえた検討課題（１）～（３）のそれぞれについてご議論をいただいた。
- 本日は、前回ご意見をいただいた（２）及び（３）について引き続き検討することとしたい。

（参考）第14回ガス事業制度検討WG（2020年10月20日）資料4 事務局資料より抜粋のうえ、一部加工

### 振替供給に関する検討（新規参入者からの意見）

- 事務局で振替供給の現在の運用状況等について確認を行ったところ、新規参入者からは例えば以下のような意見が寄せられたため、それぞれについて検討することとしてはどうか。

新規参入者から寄せられた意見	
A社	● 製造設備の増強工事实施にあたり、他エリアの製造設備から、増強工事を実施する製造設備が存するエリアに対して一時的な振替供給を依頼したが、一般ガス導管事業者にも柔軟に対応いただくことができなかった。
B社	● 振替供給可能量が開示されていないため、事業予見性が低い。 ● 振替供給可能量には上限があるため、将来的にはエリアXでの販売をエリアYからの振替供給とエリアXの新規供給力を組み合わせた形で行うことも想定しているが、現行の振替供給は1つの払出エリアのみに供給力を有するケースを想定したものであることから、複数エリアに供給力を有した場合については、「議論がなされていないため一般負担による振替供給は不可」と一般ガス導管事業者から主張された。
C社	● 複数のエリアで供給力を有する場合に振替供給を利用可能か否かの議論がされていないが、複数エリアで供給力を有した場合に柔軟な振替供給制度の活用ができなければ、供給力確保の選択肢が減少する。 ● 振替供給可能上限量の確認方法についての議論がされていない。



#### 【検討課題（案）】

- （１）供給力を有するエリアへの一時的・臨時的な振替供給
- （２）振替供給可能量等の利用条件の透明性確保
- （３）複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否

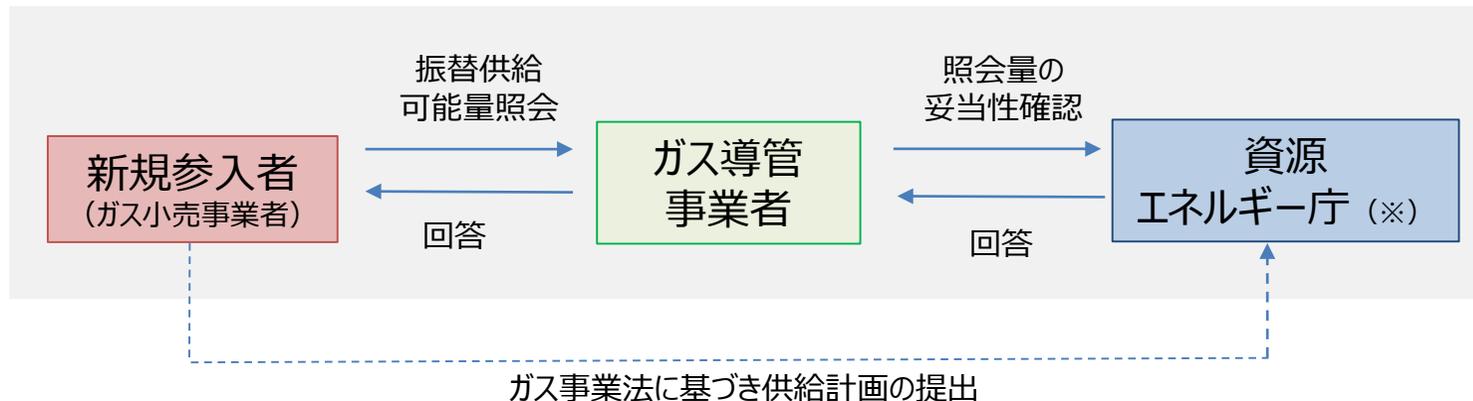
## 検討課題（２） 振替供給可能量等の利用条件の透明性確保

- 前回のガスWGにおいて、新規参入者から振替供給依頼がなされた量が振替供給可能量の上限値を超過する場合に、新規参入者側に不当に競争上の情報を入手する意図等が認められない場合は、振替供給量を開示する案をお示したが、新規参入者側に不当に競争上の情報を入手する意図等が認められるかどうか、についての判断主体や判断方法については整理されていなかった。
- この点、上記判断主体は国とし、判断方法は、ガス導管事業者から国に確認があった場合に、**新規参入者が照会を行った振替供給可能量の妥当性や目的の正当性を国が確認**する形としてはどうか。（※）
- 判断にあたっては、ガス小売事業者は**ガス事業法に基づき供給計画を提出**しているところ、供給計画に記載される販売計画量等に照らし、ガス導管事業者の払出エリアごとの販売量等をヒアリングすることとしてはどうか。

（※） 新規参入者が照会を行った振替供給可能量が妥当ではないと判断された場合、当該照会に対して一般ガス導管事業者は回答する必要はない。

（※） 一般ガス導管事業者は託送供給約款上、受入検討申込から「原則として90日以内」に回答を行う、と規定していることが一般的であるが、本確認スキームに則り新規参入者が照会を行った振替供給可能量の妥当性や目的の正当性を国が確認するにあたって、やむを得ず90日を超過することもあり得ると考えられる。

### 確認スキーム（案）



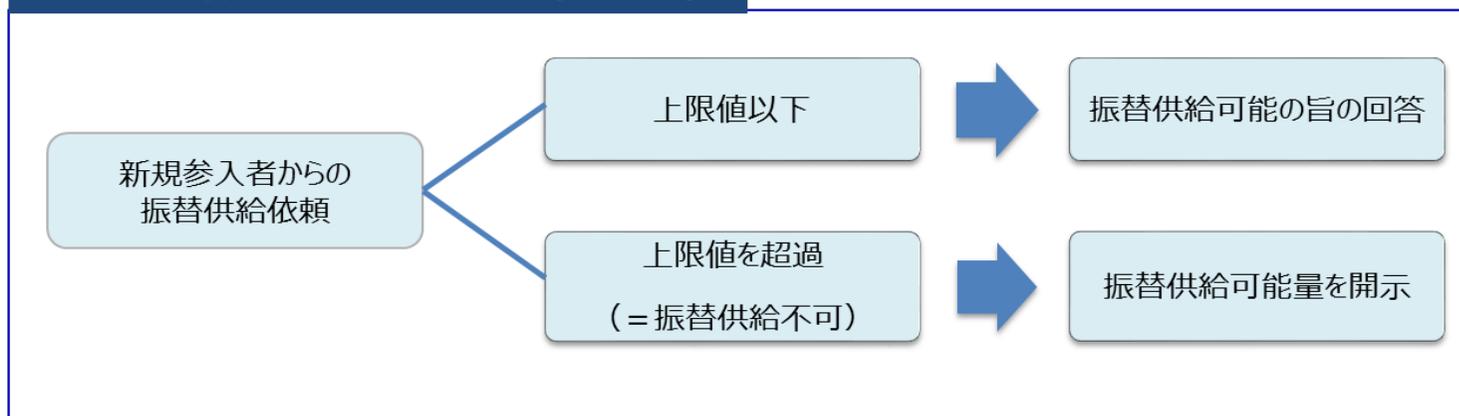
（※） 必要に応じて電力・ガス取引監視等委員会と連携しつつ確認を行う。

## 検討課題 (2) 振替供給可能量等の利用条件の透明性確保 2/2

- 新規参入者から振替供給依頼がなされた量が振替供給可能量の上限値内であれば、ガス導管事業者が振替供給可能である旨回答すれば新規参入者の事業予見可能性は確保される。
- 他方、振替供給依頼がなされた量が上限値を超過する場合、「振替供給不可」とであるという情報のみが開示されたのでは、新規参入者の事業予見可能性が十分に確保されるとは言えない。
- そこで、振替供給依頼がなされた量が上限値を超過する場合には、新規参入者側に不当に競争上の情報を入手する意図等が認められない限り、振替供給可能量を開示することが妥当ではないか。(※)

(※) 新規参入者が、振替供給可能量の上限値を把握することを目的として、必要とする以上の振替供給量の申込を行う場合等は振替供給可能量を開示する必要がない。

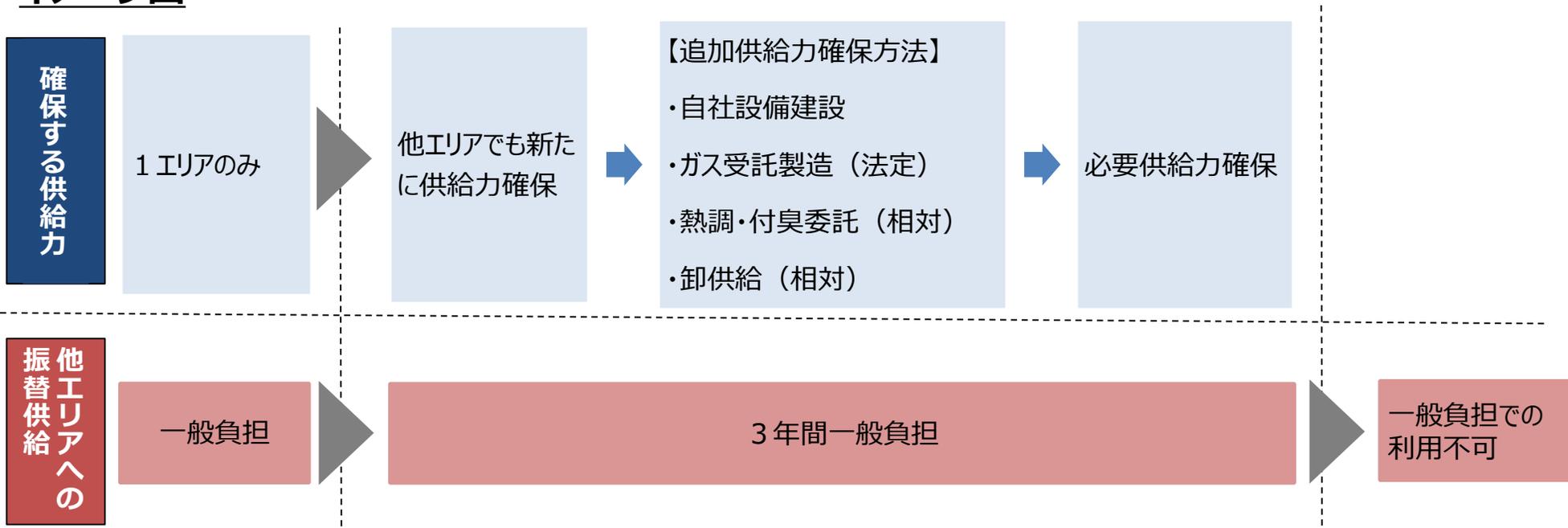
### 振替供給可能量の照会プロセス (イメージ)



### 検討課題（3） 複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否

- 前回のガスWGにおいて委員等から、複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否を認める期間（以下単に「振替供給期間」という。）及び振替供給期間を考える際の考慮事項についてご意見をいただいた。
- 一般的に、ガス小売事業者が追加的に供給力を確保しようとする場合、自社設備の建設に加えて、ガス受託製造約款に基づくガス受託製造を依頼する、ガス製造に必要な設備を有する事業者に対して熱量調整や付臭等の業務を相対で依頼する、他者から相対に必要なガス卸供給を受ける、等の方法が考えられる。
- 上記方法のうち、一般的に最も時間を要すると考えられる方法は自社設備の建設であることから、設備建設にあたって必要となる期間を過去の実績に基づいて算出し、振替供給期間として、**新たに確保した供給力によるガスの供給を開始した後3年間**とする案を提示させていただいた。

#### イメージ図



### 検討課題（3） 複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否

- また前回東電EP佐藤オブザーバーから、速やかに十分な容量の熱調設備を形成することが困難である旨の意見があった。
- 確かに、新規参入者による熱調設備建設にあたっては、熱調設備の近傍に導管事業者が維持管理するバルブステーション（VS）が必要、当該VSに十分な受入可能量が必要（※1）といった制約が存在するものの、過去行われた熱調設備増強工事の実例に照らせば、振替供給期間として3年を超える期間を設定する合理的な理由は見いだしがたい。
- 3年間一般負担での振替供給を認める趣旨は、**熱調設備その他の供給力は段階的に立ち上がることが一般的であることを踏まえ、供給力が不十分な期間に限って一般負担での振替供給を認めることで新規参入者による新たなエリアでの供給力確保を側面的に支援**することにある。
- そこで、振替供給期間は原則として3年間としつつも、新規参入者が一般負担での振替供給を利用しながら熱調設備その他の供給力の増加に着手した後に、導管事業者側の工事遅滞その他の新規参入者の責めに帰することができない事由が生じた場合であって、一般負担を認める期間を3年間に限定しては上記制度趣旨に反すると認められる特段の事情がある場合に限り、3年を超過してから既存の導管ネットワークへの接続工事を完了して供給力を確保するまでの期間等の合理的な期間、一般負担での振替供給の利用継続を認めることとしてはどうか。（※2）
- 同時に、本来小売供給を行うため適所に十分な製造設備を確保する必要があるものの、仮にそれが容易ではない場合、代替的な供給力確保手段として、例えば、「適正なガス取引についての指針」では、**他者からの積極的なガス卸供給、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務の受託が望ましい行為**と規定されており、実際に相対卸契約、相対でのガス製造に係る業務の委託が行われた事例もあることから、まずは本指針に基づき事業者の交渉が進むことが期待される。

（※1）一般的にVSの受入可能量には物理的な上限が存する。

（※2）特段の事情の存否の確認は、事業者からの相談を受け、必要に応じて電力・ガス取引監視等委員会と連携しつつ、資源エネルギー庁が行うことを想定。

## (参考) <適正なガス取引についての指針 (平成31年 1月15日) >

### Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方

#### 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

##### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、LNGや小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うことが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

### Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方

#### 1 考え方

##### (2) その他製造委託等

ガスの卸売市場への新規参入の促進やガスの製造手段の多様化を図るに当たり、LNG基地を第三者が利用してガス製造を委託するほか、新規参入者が自己の設備において貯蔵するLNGや天然ガスを用いて他の事業者にも熱量調整や付臭等のガス製造を委託することも考えられる。

また、ガスの小売市場や卸売市場に参入する事業者は、本来、供給を行うため適所に十分な製造設備を確保する必要があるが、新規参入者が適所に十分な製造設備を確保するのは容易ではない場合もあり得る。このため、ガスの小売市場や卸売市場における公正かつ有効な競争を促進させる観点から、ガスの製造設備を保有する事業者は、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件でガスの製造委託等に応じることが望まれる。

#### 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

##### (2) その他製造委託等

##### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

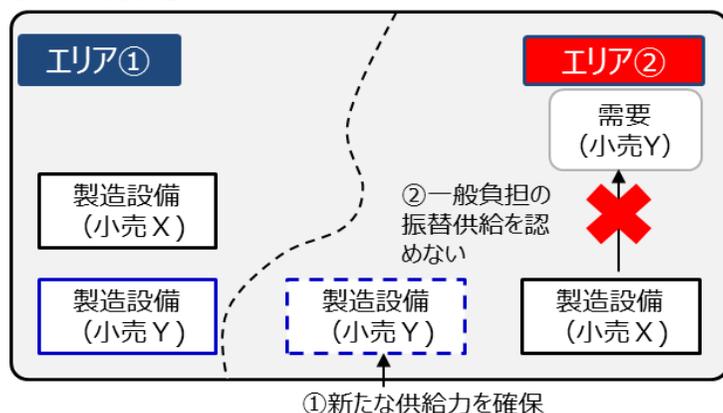
ガス導管事業者やガス製造事業者等の熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しない事業者からの求めに応じて（数量繰越の対象となるガスの製造のために求める場合も含まれる。）、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

なお、ガス製造事業者が行うガス受託製造（ガス事業法第89条第1項）については、この限りではなく、その場合には、原則として、経済産業大臣に届け出たガス受託製造約款に従って、受託することとなる（同法第89条第2項）。

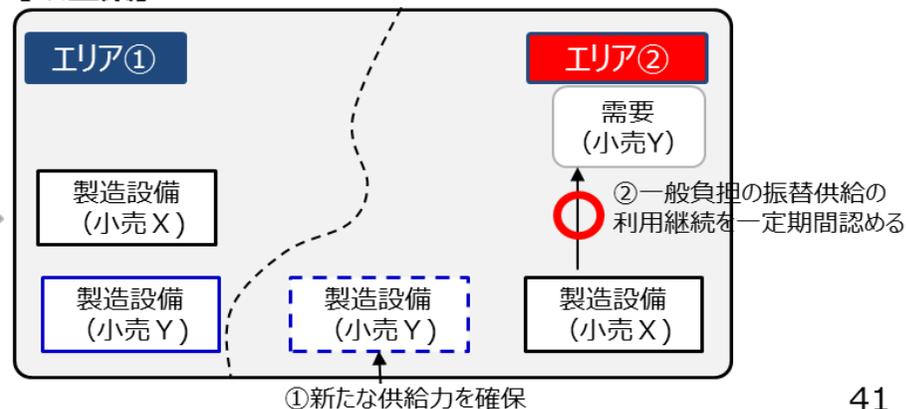
### 検討課題 (3) 複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否 1/2

- ガス導管事業者は、ガス事業法上の託送供給義務に基づき、**エリア①にのみ供給力を有する**ガス小売事業者Yからガス導管事業者に対して、エリア②の需要家に対してガスを供給したい旨の依頼があった場合、異なるエリアに複数の製造設備を持つガス小売事業者Xに対して振替供給を行うべき旨の指示を行うことにより、託送供給を実現している。
- 小売Yがエリア②に供給力を有した場合のエリア②への一般負担での振替供給の利用可否についてはこれまで整理されておらず、エリア②の需要家への一般負担での振替供給は行われていない。
- しかしながら、前述のとおり振替供給可能量には上限が存するため、エリア①の供給力を増大させることでエリア②への供給を拡大することには一定の限界が存し、加えて供給力は段階的に立ち上がることが一般的であるところ、上記事情を踏まえ、**小売Yがエリア②で新たに確保した供給力によるガスの供給を開始した後一定期間は、エリア②で不足する供給力につきエリア①からの一般負担での振替供給を認めることとしてはどうか。**
- 上記の考え方は、エリア全体への託送料金への影響はあるものの、販売量の増大、商圈の拡大に伴って新規参加者が新たな供給力を確保し、ガス小売市場の競争を活性化することにも資するのではないかと。

#### 【現行制度】



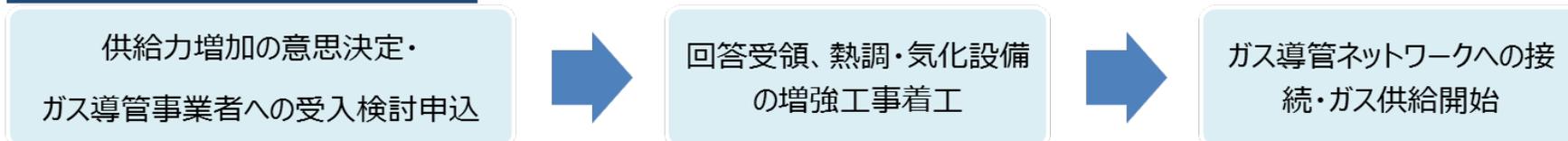
#### 【改正案】



### 検討課題 (3) 複数エリアに供給力を確保した場合の当該エリアへの一般負担での振替供給の可否 2/2

- 新規参入者が新エリアに供給力を確保した後、必要な供給力を確保するまでに必要な手続としては、まずガス導管事業者へ受入検討申込を行い、回答が得られた後に設備増強工事とともに、既存導管ネットワークの受入設備へ接続工事を実施し、ガスの導管注入を実現するという過程が一般的である。
- 上記手続に要する期間としては、旧一般ガス事業者や新規参入者が設備増強、供給開始までに要した期間についての過去の事例を踏まえると、受入検討申込への回答がなされてから**3年間**となる。
- そのため、小売Yがエリア②で新たに供給力を確保した場合に、**一般負担での振替供給の利用継続を認める期間は、例えば3年間**としてはどうか。

#### 供給力増加のプロセス例 (※)



(※) 受入検討申込に対する回答受領後の熱調・気化設備の増強工事とガス導管ネットワークへの接続工事は同時並行で行われることも一般的。

#### 増強工事の内容と供給開始までに要した期間 (例)

	増強工事内容	要した期間
A社 (旧一般ガス事業者)	熱調設備、気化器増設	2年3か月
B社 (旧一般ガス事業者)	熱調設備、気化器増設	2年
C社 (新規参入者)	熱調設備新設	2年1か月
D社 (新規参入者)	熱調設備新設	1年11か月

# 目次

## I. 需給状況

1. 振替供給について

2. LNG調達先の確保と安定供給に向けた取組

## II. 小売料金の水準

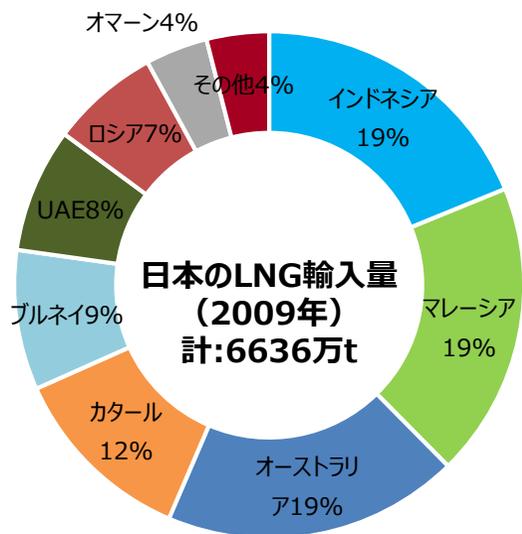
1. 小売全面自由化後の小売料金の水準の推移

2. 特別な事後監視について

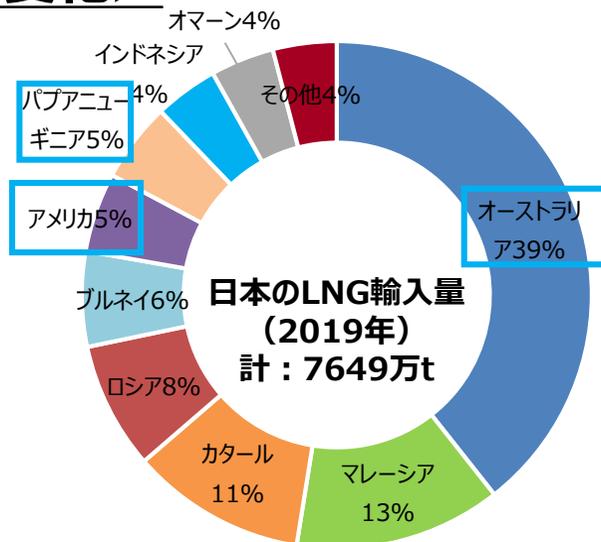
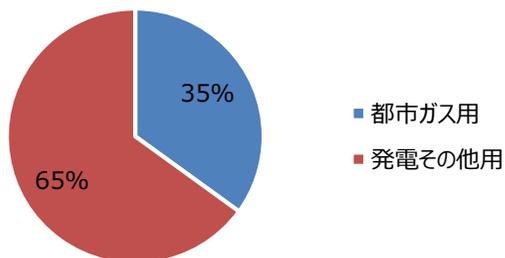
# 我が国のLNG輸入実績とその用途別内訳

- 我が国のLNGの調達先はオセアニア、東南アジア、中東、ロシア等多角化されており、中東依存度は石油と比べて相対的に低く、更には米国のLNG輸出の増加等の影響もあり、新たな供給源の確保にも成功している。
- また、輸入されたLNGのうち、4割近くが都市ガス用として用いられている。

## <日本のLNG調達国内訳の変化>



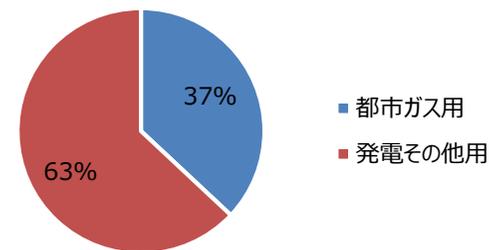
LNG輸入量用途別内訳 (2009年度)



→ 新たな供給源の確保

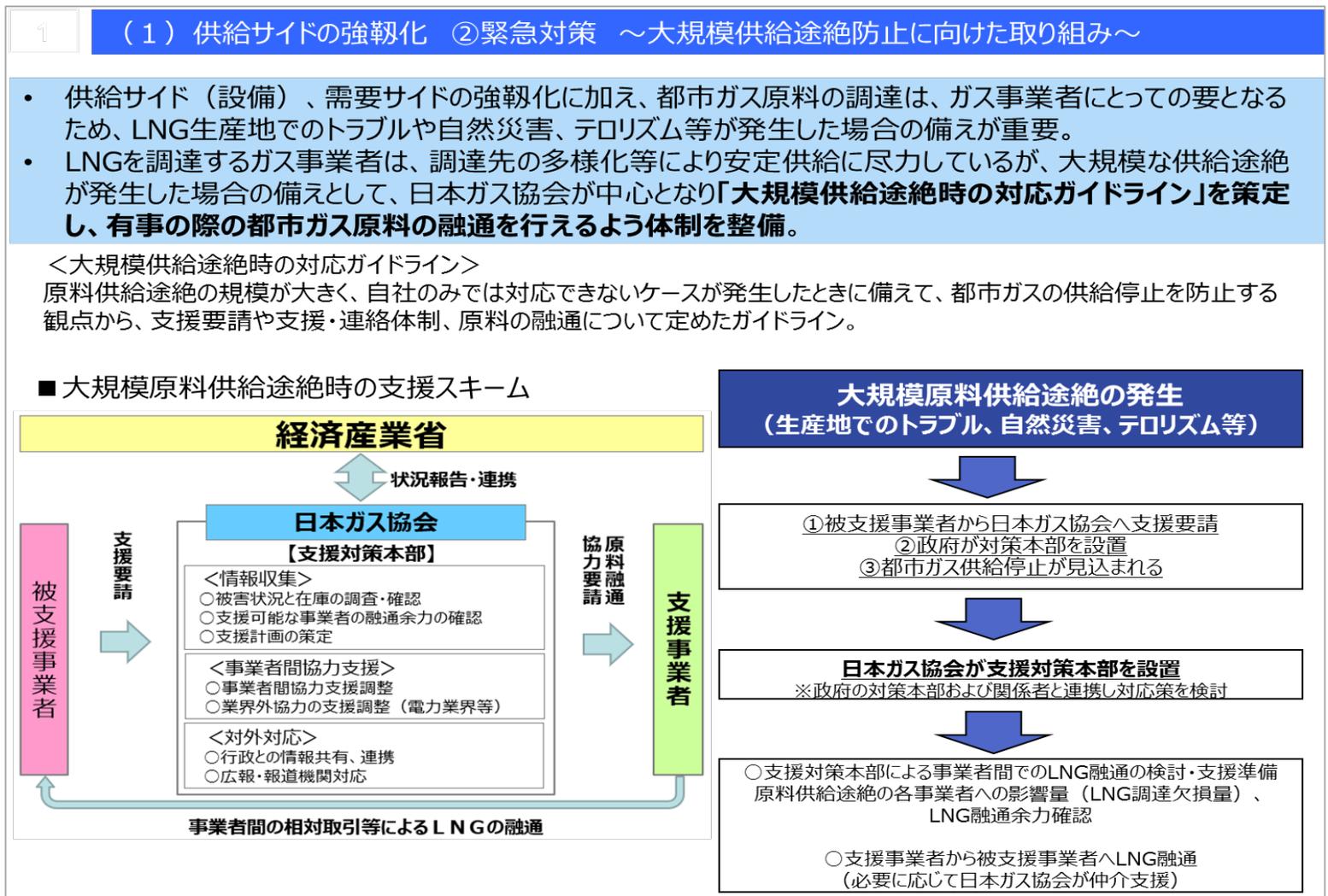
出典：財務省貿易統計

LNG輸入量用途別内訳 (2019年度)



# 大規模供給途絶防止に向けたガス業界の取組

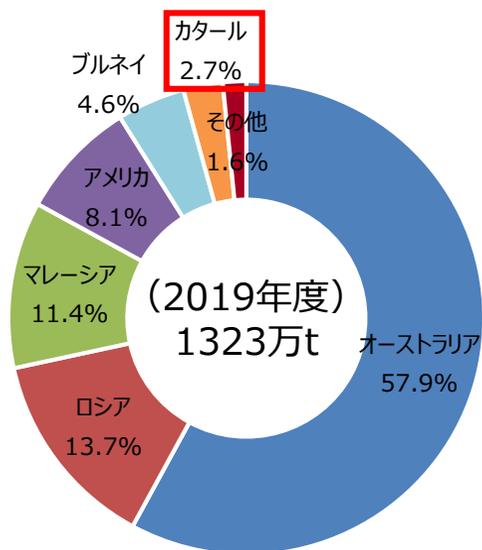
- ガス業界全体の取組として、原料供給途絶の規模が大きく、自社のみでは対応できない事態の発生に備えて、都市ガスの供給停止を防止する観点から、日本ガス協会が中心となり「**大規模供給途絶時の対応ガイドライン**」を策定している。



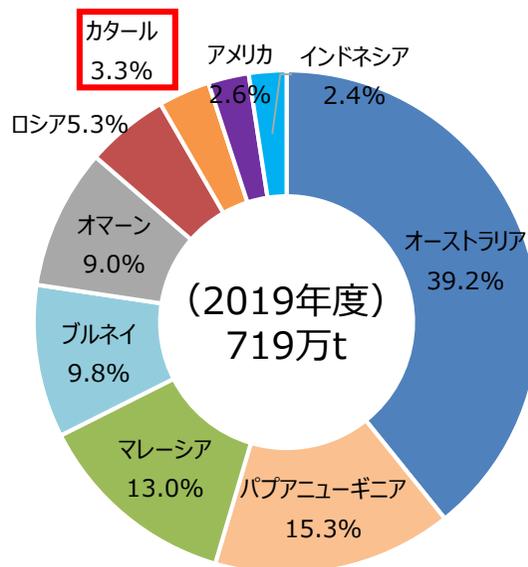
# 大手3者における調達安定性向上の取組①

- 大手3者で我が国の都市ガス業界のLNG輸入量全体の8割超を占めているが、各社の調達先は多角化されており、ホルムズ依存度も低い。

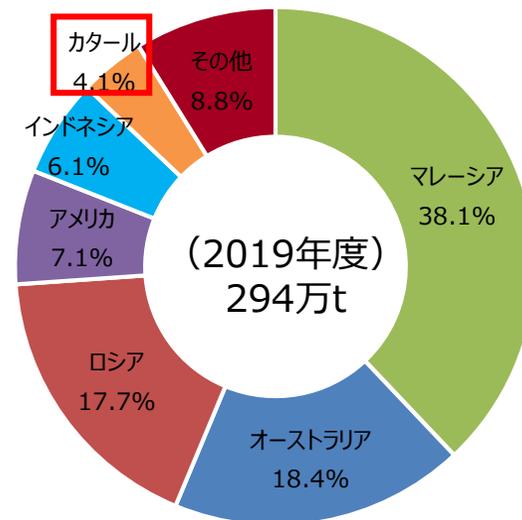
## 東京ガス



## 大阪ガス



## 東邦ガス



□ ホルムズ海峡からの調達

➔ ホルムズ依存度は低水準

# 大手3者における調達安定性向上の取組②

- 調達先の多角化に加え、仕向地自由契約の活用、長期契約、短期契約及びスポット契約比率のポートフォリオの最適化、LNGネットワークの多様化、トレーディングビジネスへの参画により、供給安定性向上に取り組む事業者も存在。

## 3. ガス事業におけるレジリエンス強化の取り組み

### 3-2. 原料調達分野での取り組み（調達の多様化）

10

- 当社は、競争力のあるLNG調達のため、3つの多様化（①調達先の多様化、②契約内容の多様化、③LNGネットワークの多様化）を推進。
- これにより、価格競争力、供給安定性、数量柔軟性を向上させていく。

#### 3つの多様化

① 調達先	② 契約内容	③ LNGネットワーク
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北米、アフリカ、カナダ等の新地域からの輸入</li> <li>● 新規参入者からの取引模索、非在来型ガス等からの調達</li> <li>⇒セキュリティ向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原油価格運動に加え、海外天然ガスハブ価格、石炭価格を指標として導入</li> <li>● 仕向地自由契約の活用調達</li> <li>● 長・短期契約/スポット比率の最適化</li> <li>⇒調達価格の安定化、調達の柔軟化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大西洋市場等への参入や両洋市場間取引の検討</li> <li>● 東南アジア市場の開拓</li> <li>⇒アライアンスによる仕組みづくりと互惠関係の構築</li> </ul>

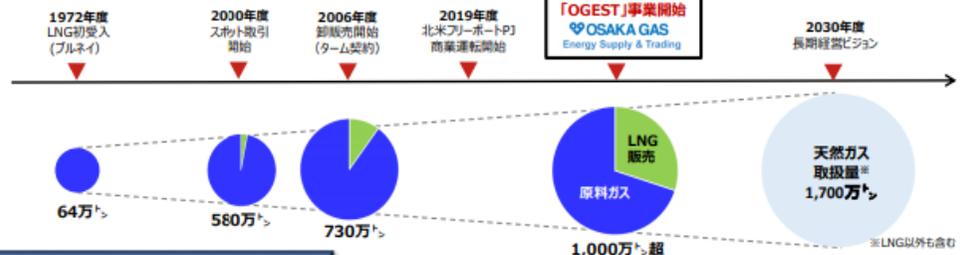


出典：第3回2050年に向けたガス事業の在り方研究会（2020年10月26日）資料5 東京ガス説明資料

## トレーディングビジネスへの取り組み

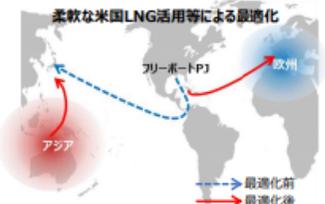
- 多様なLNG契約、LNG船団ならびにトレーディング子会社等を活用し、国内外へのLNG販売拡大に加え、調達・販売ポートフォリオの最適化にも取り組んでいきます

### LNG取引におけるマイルストーン

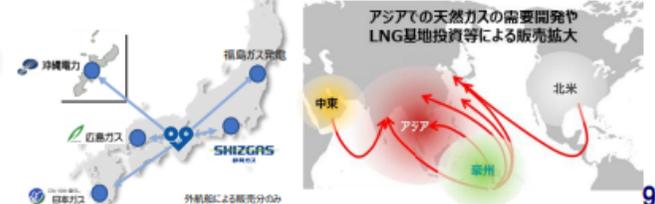


### 今後の取り組み

#### 調達LNGの競争力向上



#### 国内外でのLNG販売拡大



出典：第3回2050年に向けたガス事業の在り方研究会（2020年10月26日）資料6 大阪ガス説明資料

# 大手3者における調達安定性向上の取組③

- 他のガス事業者や電気事業者とも連携してLNGの調達や輸送面での協力関係を構築し、安定的かつ柔軟なLNGの調達や、コスト低廉化に取り組む事業者も存在。

## ○大阪ガスとJERAによるフリーポートLNGプロジェクトへの参画

2014年以降大阪ガスと中部電力（2016年にJERAへ事業承継）が本プロジェクトに出資参画。

2019年12月に商業運転を開始し、本プロジェクトからのLNG調達を通じて仕向地制限のないLNGの確保、供給源の分散化、価格指標の多様化を進め、安定的かつ柔軟なLNG調達に貢献。

### <フリーポートLNGプロジェクトの概要>

所在地	米国テキサス州 フリーポート市
液化設備能力	約 500 万トン/年×3 系列
契約容量	大阪ガス：約 232 万トン/年（液化加工契約 20 年間） JERA：約 232 万トン/年（液化加工契約 20 年間）



フリーポートLNG基地  
(テキサス州フリーポート市)



フリーポートLNGプロジェクト液化設備の第1系列  
FLNG Development 社提供

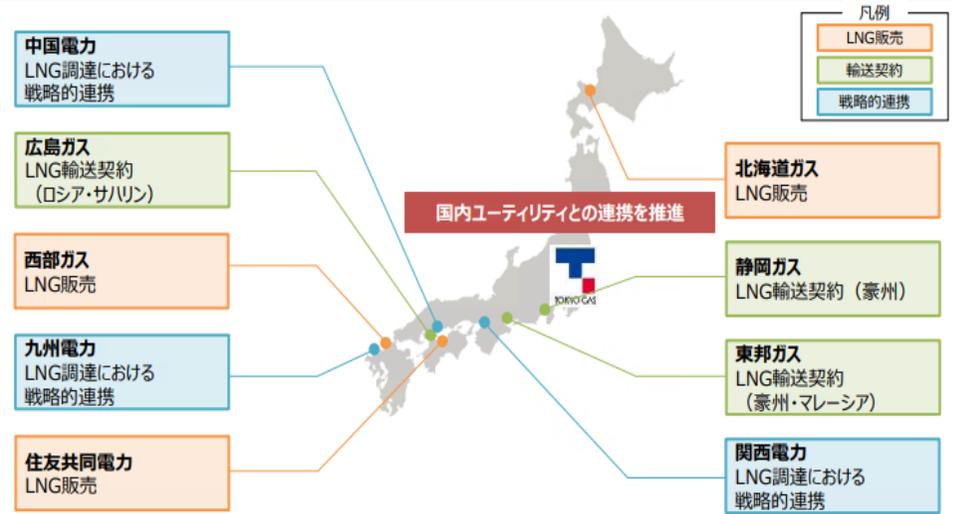
出典：大阪ガス株式会社、株式会社JERAプレスリリースから抜粋

## 3. ガス事業におけるレジリエンス強化の取り組み

13

### 3-2. 原料調達分野での取り組み（国内ユーティリティとの連携）

- 買主ごとに需要動向や求める契約条件が多様化してきており、国内外のエネルギー市場を取り巻く情勢・動向を見据え、需給や市況の変化に柔軟に対応しながら競争力のあるLNGの安定調達を実施。
- 国内各社と、LNGの調達や輸送面での協力関係を構築。保有するリソースの弾力運用を行うことにより、より柔軟で機動的な調達やコスト低減、緊急時を含む融通協力により供給安定性の向上を図る。今後もこのような取り組みを推進。

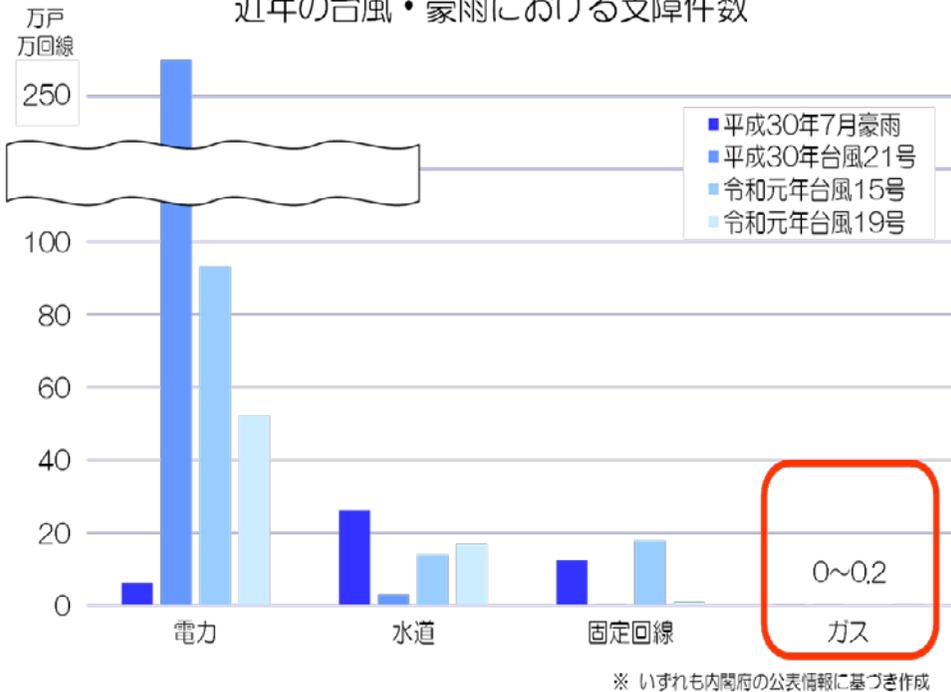


出典：第3回2050年に向けたガス事業の在り方研究会（2020年10月26日）資料5 東京ガス説明資料

# 都市ガス供給の強靱性①

- ガス導管は、大部分が埋設されていることから風雨の影響を基本的に受けにくい条件にある。
- また、高圧・中圧導管は高い耐震性も備え、継続的な耐震性向上の取組も行われている。

近年の台風・豪雨における支障件数



出典：第21回ガス安全小委員会資料3-1 事務局資料より抜粋のうえ、一部加工

## ガス導管の強靱性と対策強化

- ガス導管(高圧、中圧)は高い耐震性が確認されている。
  - 落橋した事例（阪神・淡路大震災）  
橋に添加された中圧ガス導管が、橋が落ちて変形。ガス漏れは発生せず。
  - 東日本大震災の例  
東日本大震災時、高圧ガス導管は、被害なし。低圧ガス導管は耐震化率向上により、被害は過去の震災時に比べ減少。



(出典：東京ガスHP)

## 更なる地震対策の強化

- 設備対策
  - 低圧ガス導管の耐震性向上の継続（耐震化率：約90%）
- 緊急対策
  - 新たな緊急停止判断基準の適用（一律設定→ブロック毎設定）
  - 供給停止ブロックの細分化
- 復旧対策
  - 応援受入に関する事業者間連携の強化（マニュアル整備・演習実施）
  - 情報発信の強化（復旧進捗の見える化、SNS等の活用）等

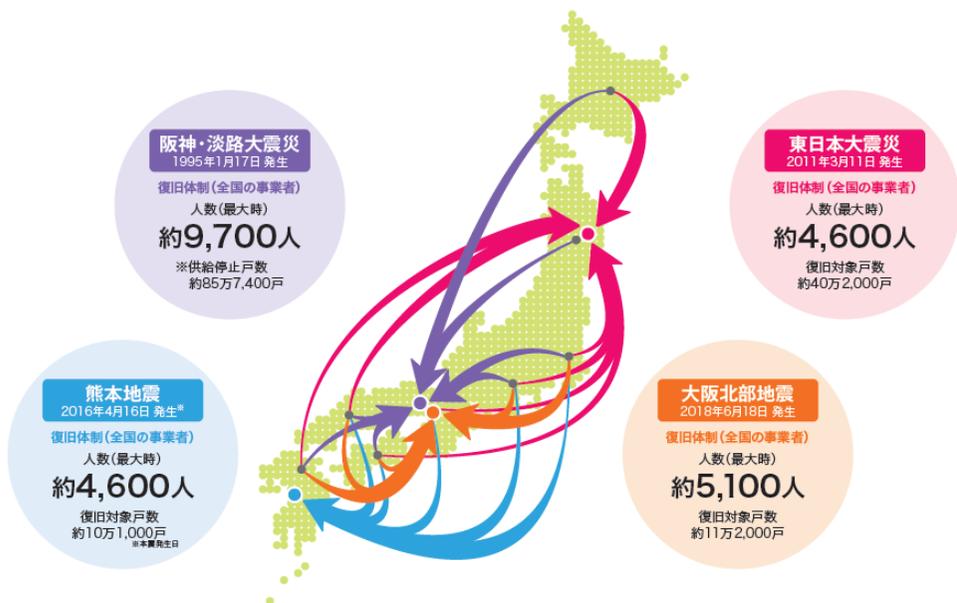
## 都市ガス供給の強靱性②

- 前述のとおり自然災害発生時の都市ガスにおける被害は少ないが、万が一一大規模な供給支障が生じた場合の早期復旧に向けて、**業界を挙げての応援体制を確立する事業者間連携の枠組み**が確立されている。
- また、このような連携の枠組みに則った対応を法的分離後も特別一般ガス導管事業者が躊躇なく、迅速かつ的確に実施できるよう、「適正なガス取引に関する指針」上で行為規制上の位置づけの明確化も実施予定。

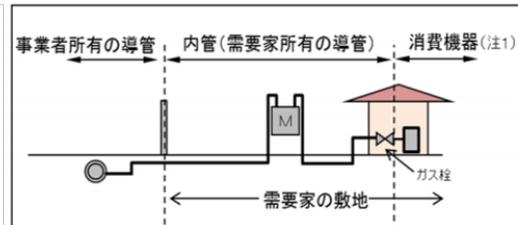
### 事業者間連携の枠組み

- 応援要綱：1968年～業界の枠組み、災害時等の相互救援を規定
- 連携協力ガイドライン：2016年～、国の指針、自由化後の導管・小売の連携を規定

#### 『応援要綱』による救援実績例



#### 『ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン』(平成28年7月29日経済産業省)



平時	定期保安	導管	小売
	緊急保安	* 小売も需要家窓口対応で連携	
地震時		* 小売も導管の対策本部で顧客対策隊として一体的に対応	

## 都市ガス供給の強靱性③

- 停電対応型コジェネ（※）は、都市ガスを活用し**停電時でも継続的・安定的に電力・熱の供給が可能**であり、**地域のレジリエンス強化に資する分散型エネルギー**である。

※コジェネ：ガスコージェネレーションシステムとは、都市ガスを用いて発電し、その際に発生する廃熱を冷暖房や給湯、蒸気といった用途に利用する高効率なエネルギーシステム。

- 北海道胆振東部地震、2019年台風15号等の災害発生時には、**発電した電力を照明、コンセント、空調に活用**して生活環境の維持、災害からの早期復旧に貢献した。
- 災害が激甚化・頻発化する中、レジリエンス強化と省エネに資する地域の分散型エネルギーとして停電対応型コジェネが普及拡大している。

### 災害時のコジェネによる熱・電供給事例

#### ○さっぽろ創世スクエア（北海道札幌市）

地下にコジェネを設置。平常時の低炭素化と、非常時の強靱化を兼ね備えた自立分散型のエネルギー供給拠点。

2018年北海道胆振東部地震では、道内全域が停電する中、入居するオフィスや隣接する札幌市役所本庁舎等への電力・熱の供給を継続。観光客や帰宅困難者の受入や宿泊スペースの提供、スマホの充電スポットの設置、家電量販店に協力依頼して情報収集用のテレビの設置など、臨機応変な活動を展開。



充電スポット（2F 市民交流プラザ）

出典：第6回電力・ガス基本政策小委員会・電力安全小委員会合同電力レジリエンスワーキンググループ（2019年10月17日）資料4 事務局資料より抜粋のうえ、一部加工

#### ○むつざわウェルネスタウン（千葉県睦沢町）

CHIBAむつざわエナジー(株)は、天然ガスコジェネ及び太陽光、系統からの電力を組み合わせ、道の駅及び各住宅に自営線で電力供給。

2019年台風15号による大規模停電時においても、再エネと調整力（コジェネ）を組み合わせ、道の駅及び各住宅に対して電力供給を実施。



↑周辺が停電する中、照明がついているむつざわSWT【引用：(株)CHIBAむつざわエナジーHP】



## 需給状況全体総括及び今後について

- 国内都市ガス市場全体の需給状況について、**自然災害の頻発・激甚化する昨今においても、大規模な供給支障や、需要に比して供給が極端に逼迫する事態は特段生じていない。**
- 都市ガスの原料となるLNGの調達先は多角化されており、加えてLNGネットワークの多様化、トレーディングビジネスへの参画等により、調達安定性向上に取り組む事業者も存在。
- また、供給を担う導管ネットワークの強靱化に加え、需要先では分散型エネルギーシステムを導入するなど、都市ガス供給のサプライチェーンの各段階でレジリエンス強化に資する対策が行われている。
- 引き続き、ガスの安定供給・我が国のレジリエンスを確保する観点から、フォローアップを継続していく。

# 目次

## I. 需給状況

### 1. 振替供給について

### 2. LNG調達先の確保と安定供給に向けた取組

## II. 小売料金の水準

### 1. 小売全面自由化後の小売料金の水準の推移

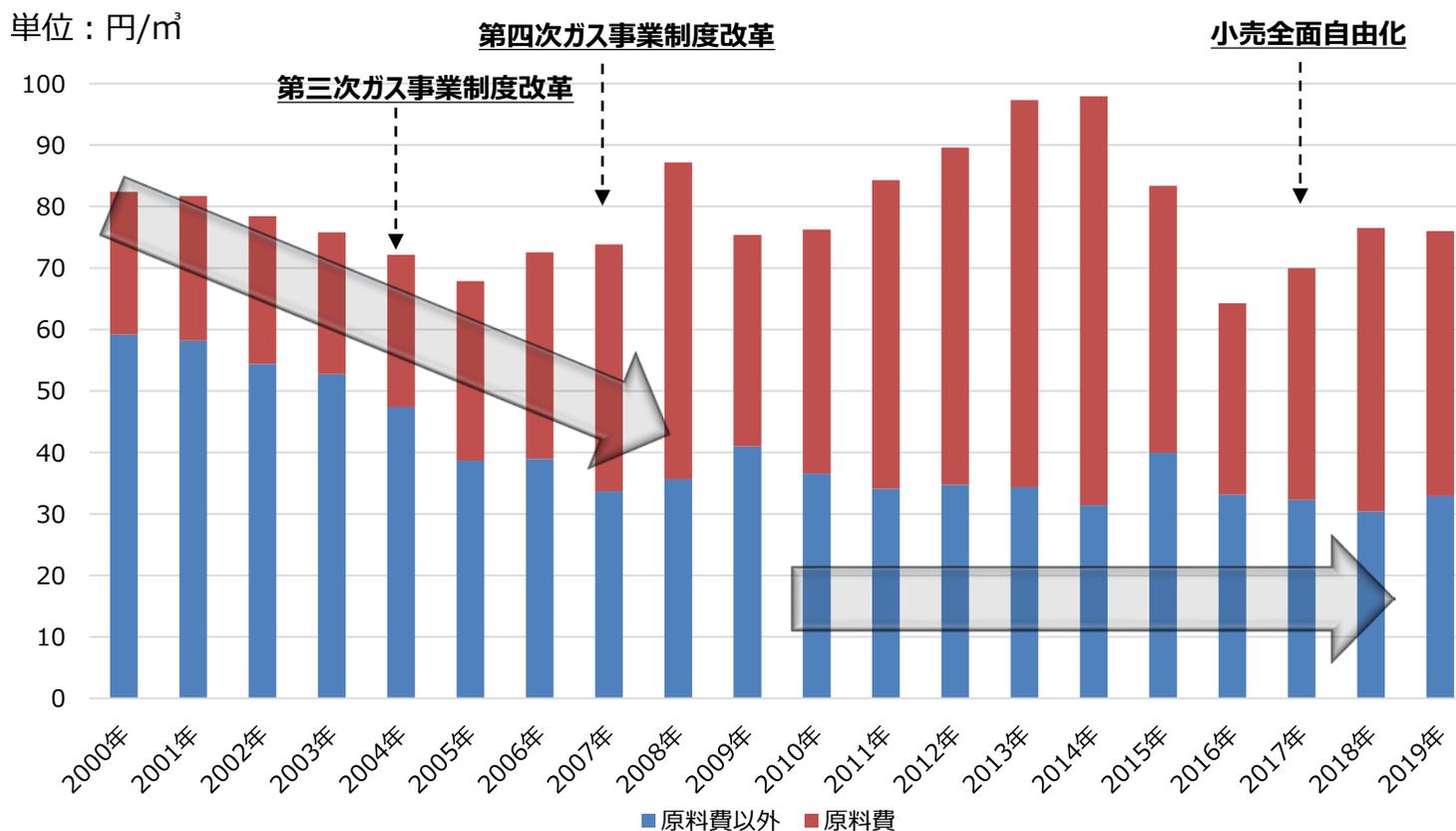
### 2. 特別な事後監視について

# ガス料金の推移

- 2000年以降のガス料金（※1、※2）について、 $m^3$ あたりの原料費及び原料費以外の価格の推移は以下のとおり。
- 原料費の変動によりガス料金単価は大きく上下するものの、構成要素別に見れば原料費以外の $m^3$ あたり単価は緩やかな減少傾向にある。

（※1）東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガスのガス販売量データ及び有価証券報告書から作成。  
（※2）家庭用の他、商業用、工業用、その他用を含む。

## ガス料金の推移



# LNG価格及びスポット市場の動向

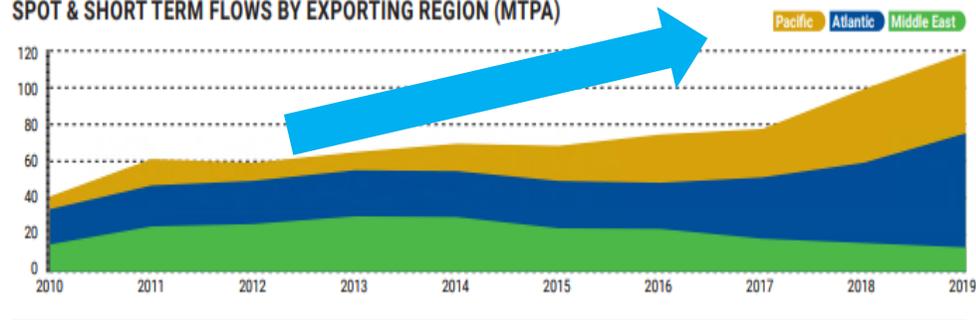
- 日本が輸入するLNGの平均価格は、2014年まで上昇し続けその後下落していたが、2016年以降は再び上昇傾向にある。
- また、スポット及び短期の取引は増加傾向にあり、スポットLNG価格は、緩やかな下落傾向にある。

## LNG価格の推移



出典：財務省貿易統計

## SPOT & SHORT TERM FLOWS BY EXPORTING REGION (MTPA)



USD/MMBtu

## スポットLNG価格の動向



出典：経済産業省スポットLNG調査

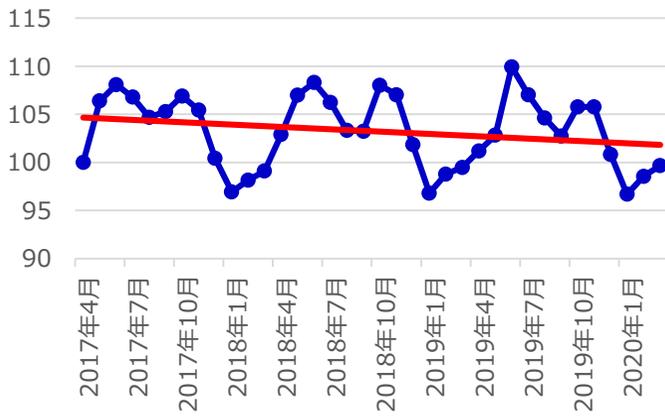
# 大手3者の小口料金平均単価の推移

- 大手3者のエリアの小口料金平均単価（※1、※2）は、冬場の気温差による販売量の多寡、経済動向等の複数の要因に影響されつつも、小売全面自由化以降緩やかな低下傾向にある。

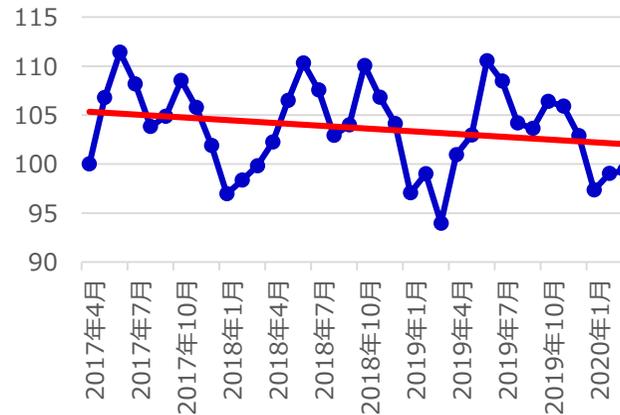
（※1）原料費調整額を除き、自由料金及び経過措置料金の両方を含む。

（※2）小口とは年間使用量10万㎡未満の需要をいう。

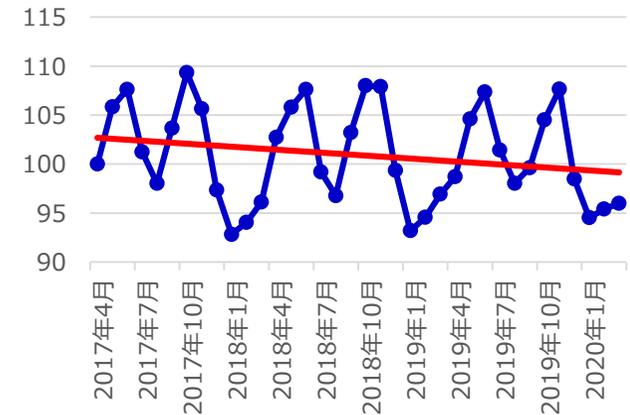
## 東京ガス（※3）



## 大阪ガス（※3）



## 東邦ガス（※3）



（※3）2017年4月の料金平均単価を100とした場合の、2020年3月までの各月の小口料金平均単価を指数表記。

出典：大手3者提供データ

## (参考) 経過措置料金規制対象事業者の料金改定状況

- 経過措置料金規制が存置されている9者のうち、6者のエリアにおいては料金の値下げが行われており、その他の3者のエリアにおいては直近5年間一般ガス供給約款料金の値上げは行われていない。

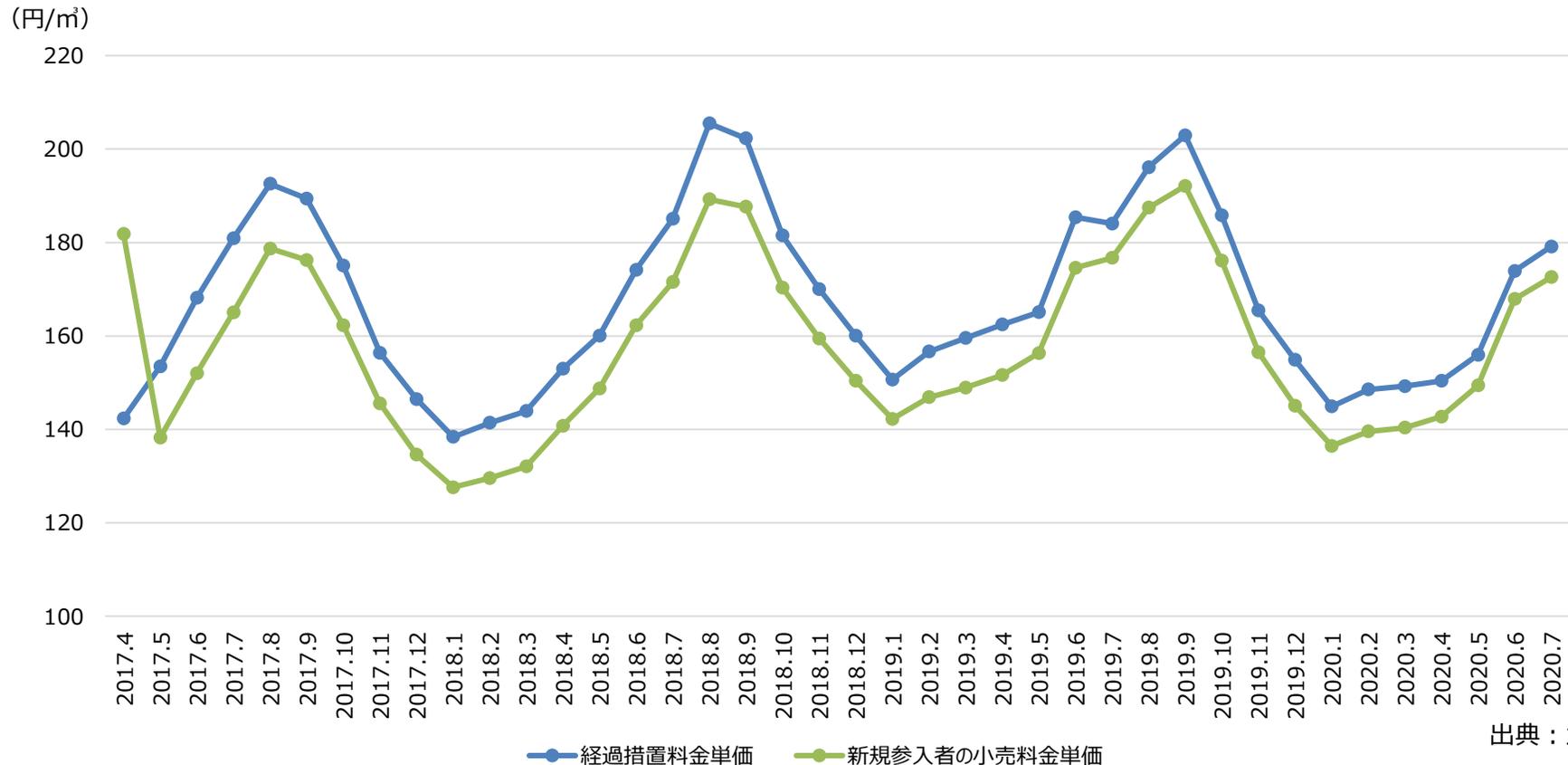
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
東京ガス	▲0.73%				
大阪ガス				▲0.50%	
東邦ガス	▲1.25%				
日本ガス (南平台、初山地区)	一般ガス供給約款における料金改定なし				
京葉ガス	▲0.5%				
京和ガス		▲0.43%			
熱海ガス	一般ガス供給約款における料金改定なし				
河内長野ガス	▲1.22%				
南海ガス	一般ガス供給約款における料金改定なし				

# 経過措置料金と新規参入者の小売料金の平均単価の推移

- 家庭用における経過措置料金と新規参入者の小売料金の単価（※）を比較すると、総じて新規参入者の小売料金単価が経過措置料金よりも安くなっている。

（※）原料費調整額を含む。

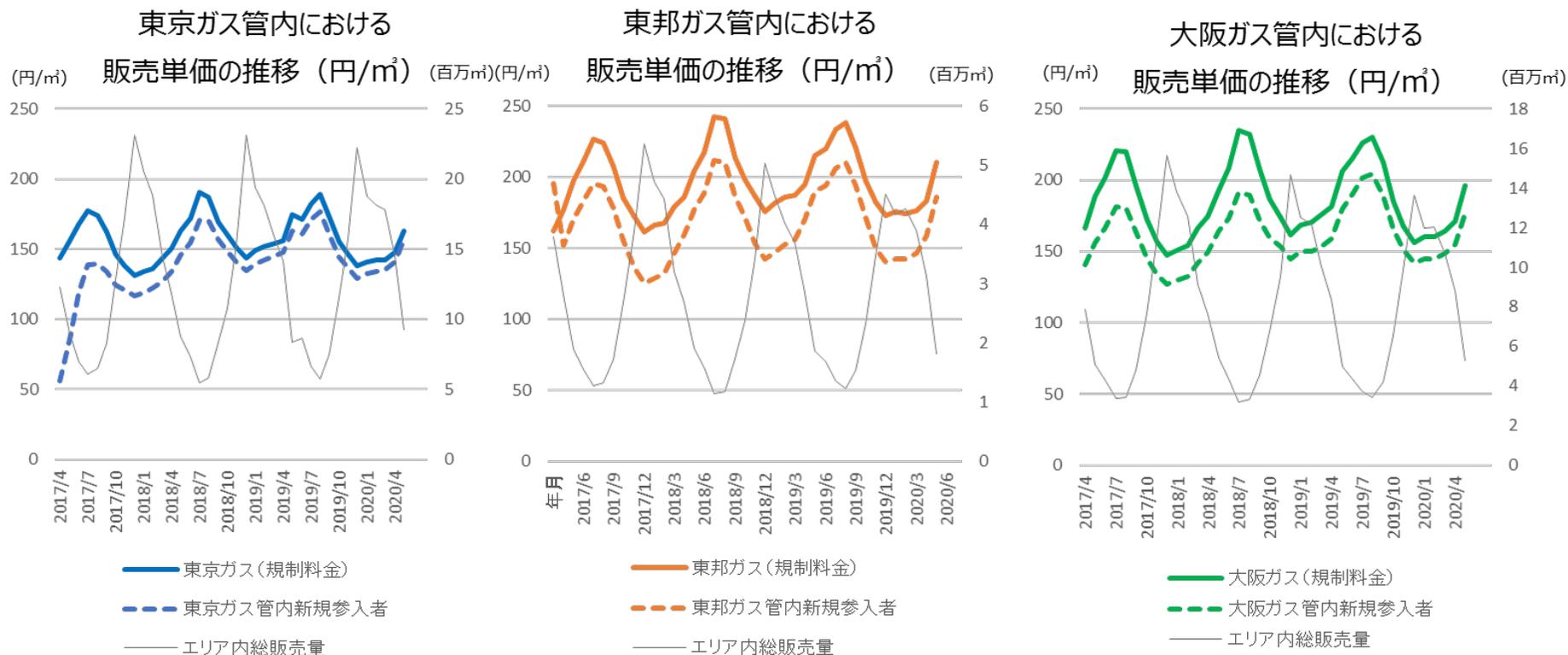
## 経過措置料金と新規参入者の小売料金の販売単価の推移



出典：ガス取引報

## 家庭用ガス料金の平均単価の推移

- 毎月の家庭用ガス料金収入を販売量で除するという機械的な計算を行った場合、大手三社のどのエリアにおいても、規制料金の平均単価 (円/m<sup>3</sup>) と比較して、新規参入者の料金の平均単価 (円/m<sup>3</sup>) の方が安価に推移していることがわかる。



(出典) 「ガス取引報2017年4月～2020年3月」(電力・ガス取引監視等委員会)より作成

# (参考) 競争の進展状況① 自由化後の小売事業者の登録状況

- 小売全面自由化後、これまでに83者がガス事業法に基づく「ガス小売事業」の登録を行っている。このうち、今回の自由化を機に、越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給（予定を含む）しているのは、36者。（2020年12月25日時点）

## 電気事業者（7者）

- ・東北電力
- ・東京電力エナジーパートナー ※ 1
- ・中部電力ミライズ ※ 1
- ・関西電力 ※ 1
- ・四国電力
- ・九州電力 ※ 1
- ・北海道電力 ※ 1

## 旧一般ガス事業者（5者）

- ・東京ガス ※ 1
- ・日本瓦斯 ※ 1
- ・東彩ガス ※ 1
- ・東日本ガス ※ 1
- ・北日本ガス ※ 1

## LPガス事業者（18者）

- ・河原実業 ※ 1
- ・レモンガス ※ 1
- ・サイサン ※ 1
- ・イワタニ長野
- ・赤間商会
- ・ガスパル ※ 1
- ・クリーンガス金沢
- ・有限会社ファミリーガス
- ・有限会社神崎ガス工業
- ・エネックス ※ 1
- ・三ツ輪商会
- ・藤森プロパン商会
- ・日東エネルギー ※ 1
- ・九石プロパンガス
- ・宮崎商事
- ・いちたかガスワン ※ 1
- ・丸新
- ・エルピオ ※ 1

## 旧大口ガス事業者※2（20者）

- ・朝日ガスエナジー
- ・岩谷産業
- ・三菱ケミカル
- ・テツゲン
- ・仙台プロパン
- ・ネクストエネルギー
- ・上越エネルギーサービス
- ・東京ガスエンジニアリングソリューションズ
- ・北陸天然瓦斯興業
- ・合同資源
- ・鈴与商事
- ・鈴興
- ・富山グリーンフードリサイクル
- ・甲賀エナジー
- ・近畿エア・ウォーター
- ・小倉興産エネルギー
- ・熊本みらいエル・エヌ・ジー
- ・日本製鉄
- ・プログレッシブエナジー
- ・りゅうせき ※ 1

(注1) 旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしガス小売事業者は除く。

(注2) 事業譲渡の場合は除く。

※ 1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給（予定を含む）

※ 2 旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万m<sup>3</sup>以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者

※ 3 旧ガス導管事業者 自らが維持し、及び運用する特定導管により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者

## 旧ガス導管事業者※3（9者）

- ・ENEOS ※ 1
- ・石油資源開発
- ・国際石油開発帝石
- ・三菱石油
- ・南遠州パイプライン
- ・エア・ウォーター
- ・東北天然ガス
- ・エネロップ
- ・筑後ガス圧送

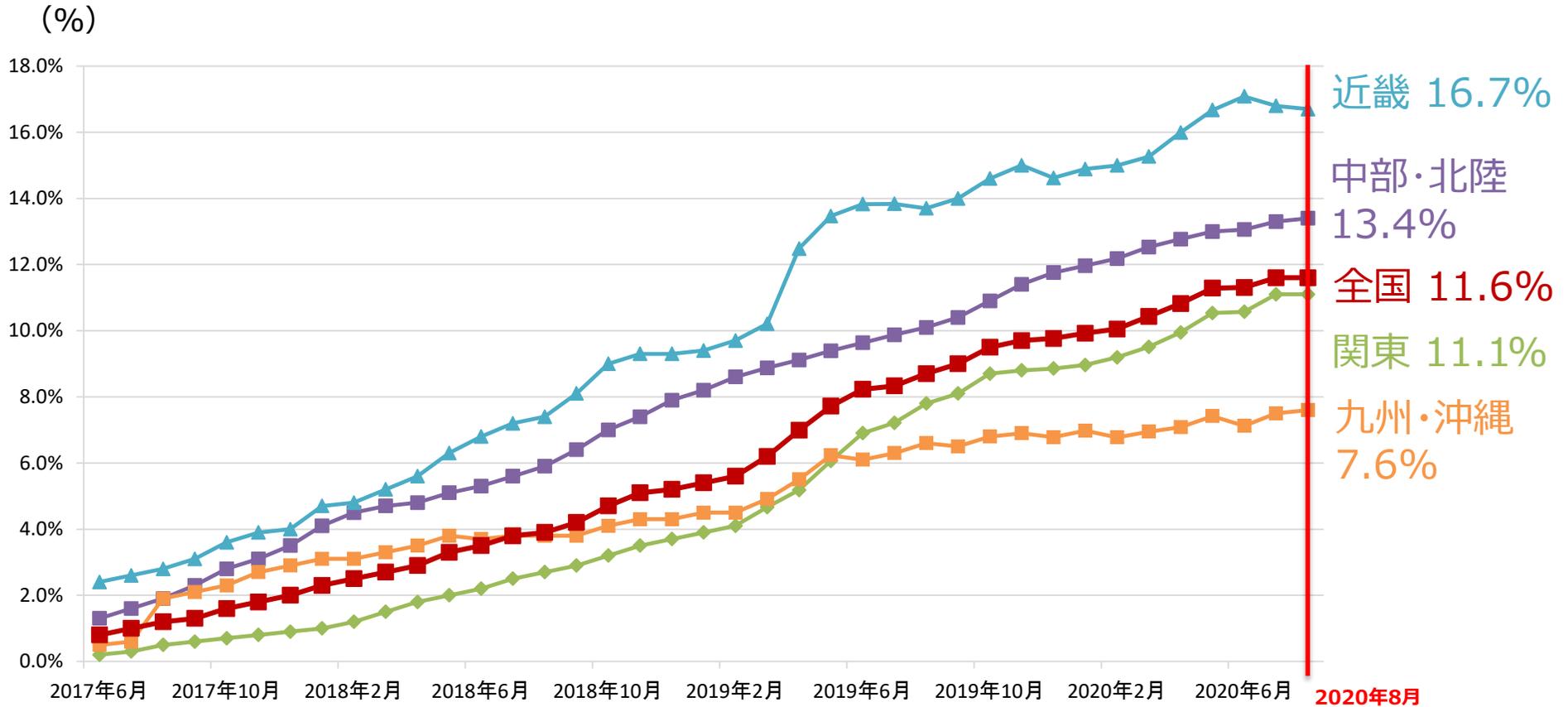
## その他の事業者（24者）

- ・日本ファシリティ・ソリューション
- ・豊富町
- ・ファミリーネット・ジャパン ※ 1
- ・HTBEナジー ※ 1
- ・イーレックス ※ 1
- ・中央電力 ※ 1
- ・CDエナジーダイレクト ※ 1
- ・関電エネルギーソリューション
- ・PinT ※ 1
- ・エフビットコミュニケーションズ ※ 1
- ・アストマックス・トレーディング ※ 1
- ・イーエムアイ ※ 1
- ・CSIエナジーサービス
- ・びわ湖ブルーエナジー ※ 1
- ・島原GEエナジー ※ 1
- ・ひむかエルエヌジー
- ・アースインフィニティ ※ 1
- ・JERA
- ・テブコカスタマーサービス
- ・グローバルエンジニアリング ※ 1
- ・T&TEエナジー ※ 1
- ・東京エナジーアライアンス ※ 1
- ・ミツウロコグリーンエネルギー ※ 1
- ・伊藤忠エネクス

# (参考) 家庭用の販売量における新規小売の割合

- 家庭用の販売量における新規小売の割合（全国11.6%）は増加傾向にある。

## 家庭用の販売量に占める新規小売の割合（地域別）



出典：電力・ガス取引監視等委員会「ガス取引報（2017年4月～2020年8月）」

## 利用メニューの多様化に向けた事業者の新たな取組

- 小売全面自由化を契機に、新規参入者の有無に関わらず、従来からの他のエネルギーとの競合等を踏まえ、新たな料金メニュー・サービスメニューの提供や、既存料金メニューの引き下げなどが行われ、**事業者の創意工夫により料金・サービスの多様化が進んでいる。**
- 小売全面自由化以降、新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した事業者は125者で、当該事業者のエリアの需要家件数は、全体の約95% (※1) を占めている。

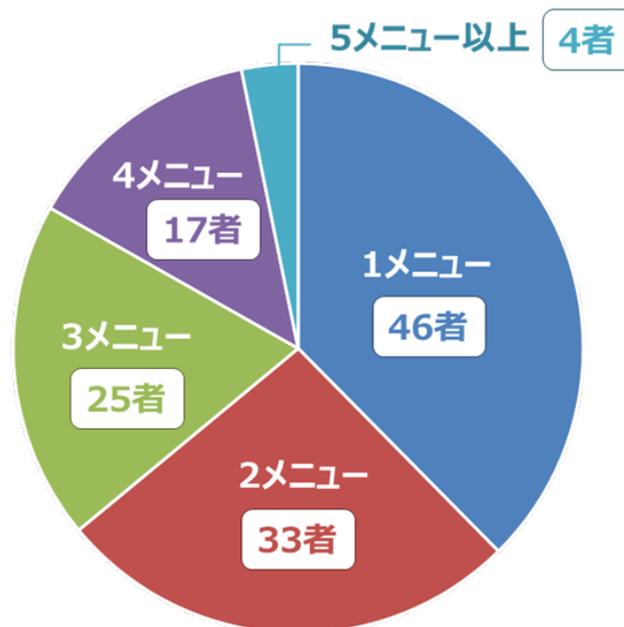
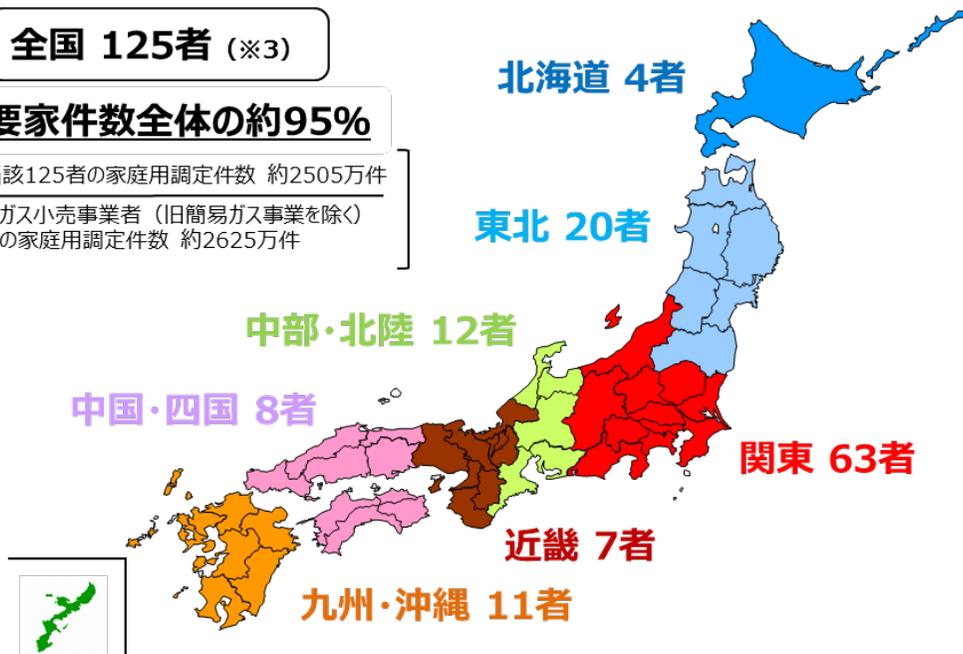
新たな料金メニュー・サービスメニューを打ち出した地域毎の事業者数 (※2)

新たな料金メニュー・サービスメニュー提供数ごとの事業者数

全国 125者 (※3)

需要家件数全体の約95%

当該125者の家庭用調定件数 約2505万件  
 =  
 ガス小売事業者 (旧簡易ガス事業を除く)  
 の家庭用調定件数 約2625万件



(出所) 各社プレスリリース・HP等より作成

(※1) ガス小売事業者 (旧簡易ガス事業を除く) の家庭用調定件数より算定 (2020年7月)。

(※2) 調査対象: 旧一般ガス事業者のうちガス小売事業を営む者 (旧簡易ガス事業を除く) (195者) 並びに自由化を契機に新たに一般家庭へ供給している35者 (P11参照) のうち旧一般ガス事業者 (5者) 及び旧一般ガス事業者から事業譲渡等がされた者 (2者) を除いた28者の計223者。

(※3) うち、旧一般ガス事業者が103者、それ以外が22者。

## 事業者が提供する新たな料金メニュー・サービスメニューの類型

- 事業者が提供する新たな料金メニューやサービスメニューには次の類型が見られる。

### 新たな料金メニュー

145メニュー

一般家庭の需要家等に新たに提供される料金メニュー

### セット割引

48メニュー

都市ガスを電気、通信サービスなど他のサービスとセットで割引価格により提供

### ポイントサービス

23サービス

都市ガスの支払料金に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントは商品や電子マネー等へ交換可能

### 見える化サービス

8サービス

ポータルサイトで都市ガス及び電気の使用量や料金の確認を需要家が自ら行うことが可能

### 暮らしサービス

37サービス

#### 駆け付けサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応

#### 見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族へメールで通知、異変を感知した際には関係機関へ連絡

#### 家事支援サービス

料理・掃除等の家事代行や水廻り・エアコン等のハウスクリーニングなど、住まいに関する支援を実施

### 電力買取サービス

5サービス

エネファームや太陽光発電で発電した電力のうち、家庭で使われず余剰となった電力を買い取り

※1社が複数のメニュー・サービスを提供する場合、それぞれをカウント。

## 小売料金の水準全体総括及び今後について

- 以上のとおりガス小売料金の水準について確認を行った。
- LNG輸入価格は2016年度以降上昇傾向にあるものの、ガス小売料金の水準は概ね横ばいである。
- ガス小売全面自由化後、新規参入者の市場参入は着実に進んでおり、経過措置料金単価と新規参入者の小売料金単価を比較すると、総じて新規参入者の小売料金単価が安くなっている。
- 更に、事業者の創意工夫により料金・サービスの多様化も進んでおり、例えば電気や通信サービスとのセット販売が行われるなど、需要家の選択肢が増えていることが伺える。
- 引き続き、天然ガスの安定供給の確保、ガス料金の最大限の抑制、利用メニューの多様化や事業機会の拡大といったガスシステム改革の目的の実現に向けて、適正な競争環境の確保に留意しつつ、フォローアップを継続していく。

# 目次

## I. 需給状況

### 1. 振替供給について

### 2. LNG調達先の確保と安定供給に向けた取組

## II. 小売料金の水準

### 1. 小売全面自由化後の小売料金の水準の推移

### 2. 特別な事後監視について

# 特別な事後監視の状況

- ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、都市ガス及び簡易ガスの利用率が50%を超える供給区域または供給地点については、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、その後3年間は料金水準を監視することとされた。
- これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会では、ガス小売事業者からの報告を元に「合理的でない値上げ」が行われていないかを確認。
- これまで、2者の値上げについて、「合理的でない値上げ」であったと認められたことから、適正な料金とするよう指導。料金は適正化された。

<事例1> 設備の更新費用を回収するため料金値上げを実施したが、当該設備の法定耐用年数を短縮した期間で算定されていたため、料金を適切に算定するよう指導。

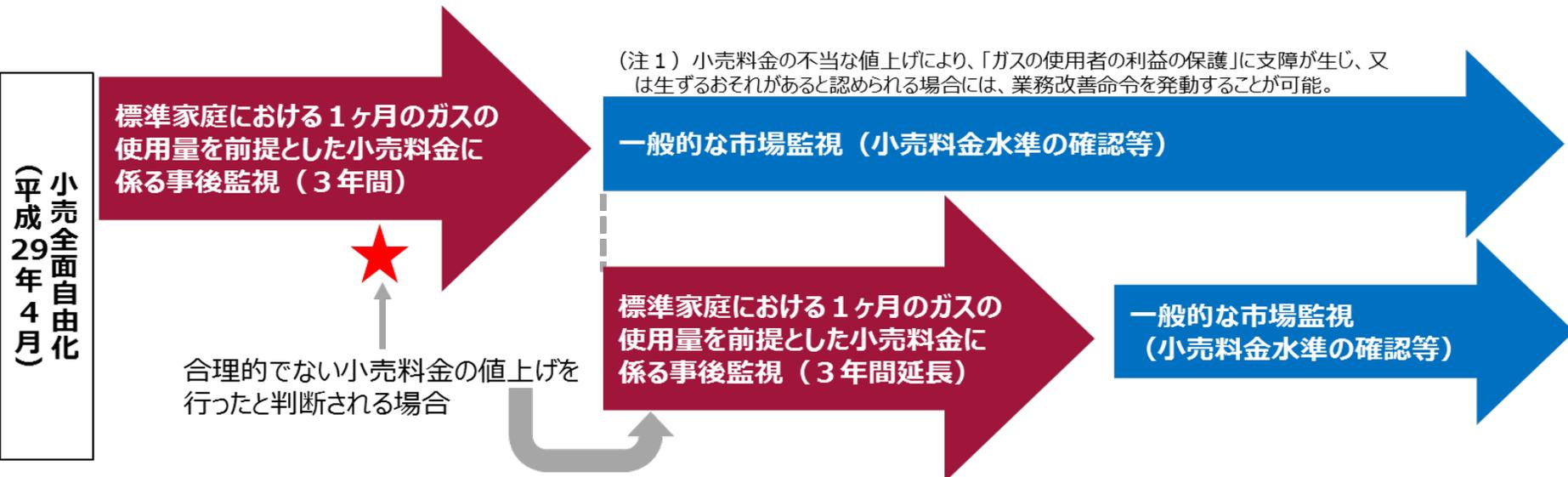
<事例2> 赤字が発生している状況を踏まえた値上げであったが、改定後の収入額が赤字幅を超える改定であったことから、収支が改善する水準とする料金に改定するよう指導。

	2017年度				2018年度				2019年度			
	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q	第1Q	第2Q	第3Q	第4Q
対象事業者	339	339	329	365	383	384	399	403	403	395	396	401
対象供給区域等	946	946	946	1,079	1,118	1,121	1,195	1,212	1,212	1,224	1,233	1,283
値上げ事業者	1	2	1	0	1	1	0	1	2	0	2	1
値上げ供給区域等	1	2	1	0	1	1	0	2	2	0	2	1
値上げに対する指導	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0

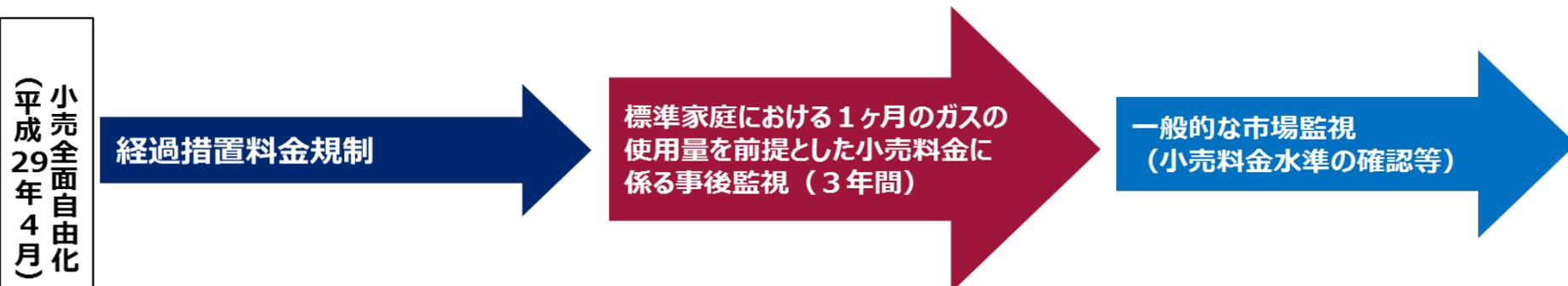
## 2 前回の御指摘事項について

### 事後監視の基本的なイメージ

<ケース1> 指定基準を満たさないため、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者等の場合



<ケース2> 経過措置料金規制が課された後、解除基準を満たすこととなったため、指定が解除される旧一般ガス事業者等の場合



(注2) 3年間の事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合において、これを延長する点については、ケース2においても同様。

(注3) いずれのケースにおいても、都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者等については、標準家庭における小売料金に係る事後監視の対象外。ただし、一般的な市場監視については、全てのガス小売事業者に対して行う。